

令和5年10月1日から

消費税

インボイス制度が始まります！

現在免税業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討下さい

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは・・・

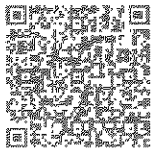
■ 買い手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売り手から交付を受けたインボイス(適格請求書)を保存する必要があります

■ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受ける必要があります、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

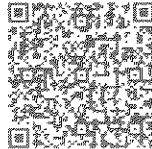
★国税庁HPIに特集もございます★

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

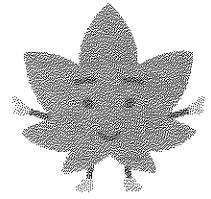
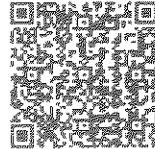
申請手続



説明会



特設サイト



★インボイス制度に関するご相談・お問い合わせ先★

インボイスコールセンター0120-205-553(無料)【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

小規模企業の会社役員のみなさまへ

会社の役員なら / 小規模企業共済

小規模企業の会社役員の方が廃業や退職後の生活資金準備金や再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。国が作った制度なので、安心・安全です。

<p>小規模企業等の会社役員なら加入可能</p> <p>役員・取締役・監事・専任理事・専任執行役員・専任執行役員補佐・専任執行役員補佐候補</p>	<p>代表者以外の会社役員でも加入可能</p> <p>役員・取締役・監事・専任理事・専任執行役員・専任執行役員補佐・専任執行役員補佐候補</p>	<p>役員なら受け取れる大きなメリット</p> <p>小規模企業共済制度は、廃業や退職時に受け取れるお金の額が大きいのが特徴です。詳細は特設サイトに載っています。</p>
--	---	--

制度のメリット

準備金は積み立てる必要がなく、いつでも引き出すことができます。また、加入料も低額です。

TEL 050-5541-7171 (多言語対応) TB 9006-1700

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右側のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・投資のご質問は
こちらをクリック
050-5541-7171
TEL

小規模共済